

## 新たな大都市制度の創設を求める意見書

行政需要が多様化し、財政状況の厳しさが増す中、地方自治体ではこれまでの画一的な行政から多様な地域の特性を生かした施策の充実が求められている。

そのためには、地方自治体の自主性及び自立性を高め、住民に身近な行政をできる限り身近な地方自治体において処理することを基本とする地方制度の構築が不可欠である。

特に、大都市は、人口の集中や産業及び経済活動の集積に伴う大都市固有の行財政需要に対応するとともに、経済活動や物流の拠点、地域文化の発信や内外との交流の場などとして都市圏の活性化と発展に寄与してきており、今後もこうした役割を果たす一方で、住民に最も身近な基礎自治体として、個性豊かな地域社会の実現への先導的役割を担うことが求められている。

しかしながら、現行の大都市制度である指定都市制度は、50年以上前に暫定的に創設された制度であり、指定都市が大都市特有の行財政需要に直面しているにもかかわらず、税配分や税制上の措置は不十分であるなど、指定都市が担うべき役割を十分に發揮することが困難な状況になっている。

よって、国におかれでは、現行の指定都市制度を見直し、現行制度で国や道府県の事務とされているものも含めて市域に及ぶ事務と税財源を一元化するとともに、大都市が地域の特性や実情に合わせ、地域のことは地域で解決する自主的かつ自立的な行財政運営を多様な仕組みで行うことを可能とする新たな大都市制度を創設されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月15日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣宛て  
総務大臣  
財務大臣  
地域主権推進担当大臣